

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者
第2次新横田基地公害訴訟原告団
〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3
白鳥第2ビル302号
TEL/FAX. 042-552-4451
Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp
http://www.yokota-kougai.com

第12回進行協議

最終口頭弁論（結審）は来年3月1日

第2回現地検証（八王子）を10月14日

2016年2月24日に進行協議期日が行われました。

この進行協議期日においては、主に、1月29日に行われた1回目の現地検証のことや、次回行われる予定の検証のこと、そして、原告の皆様様の尋問を行う日程や、さらには審理の終結に向けて具体的な協議が行われました。

まず、裁判所からは、1回目の検証を振り返って、検証手続に参加した原告が予想以上に多かったり、セッケンを身につけたり、のぼり旗を持ち歩いたりすることは、検証の手続にそぐわないのではないかとの意見が出されました。これに対し、弁護団は、円滑な現地検証を実施できるよう協力するが、原告は裁判の当事者なので、原告のみなさんが現地検証に参加することは認められて然るべきであるので、その点は理解してほしいと回答しました。

現地検証は、もう一度行われる予定です。2回目の日程は10月14日に、基地南側の八王子地域を対象に行われる予定です。原告団・弁護団では、多くの原告のみなさんが騒音に苦しんでいる実態を裁判所にわかってもらうために、できるだけ多くの検証場所を回ってもらおうと裁判所を説得しています。

次に、原告の皆様様の尋問についての協議が行われました。この手続は、みなさんの代表の方に法廷に立っていただき、被害の実態をお話してもらう手続です。この尋問手続は、被害の実態を、裁判所に直接訴える重要な機会です。尋問を行う日は、6月8日、7月6日、9月14

日、11月9日の4日間に決まりました。原告団・弁護団では、この尋問手続において、皆様様が被っている様々な被害の実態を裁判所に伝えるために、鋭意準備を行っています。

さらに、裁判の審理手続の終結予定日が来年の3月1日に決まりました。それまでに全ての主張や立証を尽くさなければなりません。いよいよこの裁判も大詰めです。原告団・弁護団としては、裁判所に被害の実態を伝え、国にしっかりと責任を認めさせるために全力を尽くしますので、共に頑張りましょう！

弁護士 佐藤 宙

結審までの日程が示されました

4月26日(火) 11時 第13回進行協議
6月8日(水) 午後 本人尋問と進行協議
7月6日(水) 午後 本人尋問と進行協議
9月14日(水) 午後 本人尋問と進行協議
10月14日(金) 第2回現地検証(八王子)
11月9日(水) 午後 本人尋問と進行協議
2017年1月18日(水) 予備日
2016年3月1日(水) 最終口頭弁論(結審)

6月8日以後は内定です

あと6回の裁判を満杯の傍聴で迎え、
八王子の現地検証を成功させ勝利判決を
勝ち取ろう!!

第12回口頭弁論 米軍機の夜間早朝飛行差止めを求める

弁護士 中村 晋輔



2016年2月24日に行われました第12回口頭弁論期日では、米軍機の夜間早朝飛行差止めに関する準備書面(18)

が行われる前から、日米合同委員会合意を厳守すること及び22時から6時までの航空機の飛行を行わないことを徹底することを、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会から要望されていました。にもかかわらず、米空軍によるこうした違反行為が行われたのですから、裁判所が、日本政府に対し米軍機の夜間早朝離着陸等の差止めを命じる判決をするほかありません。

の要旨を述べました。

昨年(2015年)11月1日から同月4日にかけて、米軍の輸送機C130やC12、さらには、三沢基地所属の戦闘機F16が、

午後10時から午前6時の間に、横田基地を離着陸したことが報じられました(2015年11月7日付け「しんぶん赤旗」)。その報道によれば、この米軍機の夜間早朝離着陸について、米韓合同演習「ビジラント・エース16」に関連したものであることを米空軍が認めたとのことです。米空軍は、インターネット上、「横田基地 実践力を強化<ビジラント・エース16>」というタイトルで、この米韓合同演習の成果を写真入りでアピールしており、そこには、想定したシナリオに基づき、夜間運用の定期的な練習・訓練としてなされたものであることなどが記載されています。

このような米軍機の夜間早朝飛行は、米軍の運用上の必要性に鑑み「緊要」と認められるものではありませんので、平成5年11月の日米合同委員会合意「横田飛行場騒音規制(改正)」(「22時から6時までの間における飛行及び地上での活動は、米軍の運用上の必要性に鑑み緊要と認められるものに制限される。」)に違反するものです。なお、日米合同委員会合意は、日米地位協定の実施細則として、日米両政府を拘束する性質のものでありますので、単なる努力目標ではありません。

米空軍や日本政府は、この米韓合同演習

日米合同委員会合意に違反する米軍機の夜間早朝飛行がなされていないか厳しく監視していく必要があります。

2015.11.7 赤旗

横田基地で深夜・早朝飛行 米韓合同演習の一環

三沢基地所属のF16戦闘機2機が離陸。2日からはC130輸送機10機とC12輸送機1機、3日から4日はC130輸送機4機が離着陸しました。韓国での演習は、鳥山(オサン)空軍基地を中心に、米韓両空軍の戦闘能力と相互運用性の強化を目的に実施。兵員1万6千人が参加する大規模演習で、戦闘機・攻撃機に

日米合意違反
在日米軍横田基地(福生市)や東京都多摩地域の5市1町で1日から4日にかけて、C130輸送機などが日米政府が合意している深夜・早朝の飛行制限時間帯に頻りに離着陸したのは、韓国で実施中の米韓合同演習「ビジラント・エース16」に関連したものと認めました。

1993年11月の日米政府の合意は、横田基地での午後10時から午前6時の深夜・早朝の飛行を制限している。韓国での演習は、鳥山(オサン)空軍基地を主体とする。米韓両空軍の戦闘能力と相互運用性の強化を目的に実施。兵員1万6千人が参加する大規模演習で、戦闘機・攻撃機に

米空軍第374空輸団広報部は6日、本紙の問い合わせに、今回の夜間・早朝の飛行について、1日から7日まで

在日米軍横田基地第374空輸団広報部は6日、本紙の問い合わせに、今回の夜間・早朝の飛行について、1日から7日まで

横田基地で飛行制限の日米合意に反して米軍が突如強行した深夜・早朝の離着陸は、騒音被害に伴う深夜・早朝の飛行について、横田基地

インド・アジア太平洋での米軍事作戦の輸送拠点に

横田基地で飛行制限の日米合意に反して米軍が突如強行した深夜・早朝の離着陸は、騒音被害に伴う深夜・早朝の飛行について、横田基地

の米空軍第374空輸団広報部は「一得」と説明しました。横田基地では、戦術法によるC130輸送機の運用も進められており、米軍の軍事作戦に不可欠な輸送能力を確保する目的で、横田基地は、戦術法によるC130輸送機の運用も進められており、米軍の軍事作戦に不可欠な輸送能力を確保する目的で、横田基地

昨年11月1日から4日にかけて日米合意違反の時間帯で米軍機が横田基地を離着陸したことを報じた記事

よる夜間出撃訓練なども行われました。横田基地からは同基地や米本土の空軍州兵所属のC130輸送機が、三沢(青森)、壱手納(沖

普天間爆音訴訟結審

横田から河津弁護士が応援陳述

コンター外原告にも賠償が認められるべき

平成28年3月24日午前10時、沖縄地方裁判所沖縄支部において、普天間基地爆音訴訟の口頭弁論期日が開かれ、この期日で結審となりました。結審というのは、裁判におけるお互いの主張と立証がすべて終わり、後は判決を裁判所が出すことになる状態のことです。我々横田においても、来年3月1日に結審が予定されております。

裁判所は、支部ということもあり、法廷の部屋が狭かったので、多くの人が近くで待機せざるを得ない状況でした。第2次新横田から弁護団の関島弁護士も駆けつけましたが残念ながら法廷には入れず、原告団から駆け付けた中島さんと奥村さんは入廷することができました。

結審時には、最終準備書面の要約を弁護士が陳述するのですが、今回はそれに先立ち、原告団長の意見陳述と各地の空港騒音・爆音訴訟弁護団の応援弁論がありました。

原告団長からは、とにかく静かな空にしてくれれば何もいらぬのだという悲痛な叫びの訴えがありました。

第2次新横田基地公害訴訟弁護団からは、私がコンター外の原告にも損害賠償請求が認められるべきだというテーマで応援弁論を行いました。横田ではオスプレイ問題なども大きな問題となっておりますが、他の基地訴訟の弁護団のテーマと重複するおそれがあったことと、コンター外の原告がいるのは第2次新横田と普天間だけでしたので、上記のテーマから弁論をいたしました。

最終準備書面の要約の陳述では、弁護団から



那覇地裁沖縄支部前での事前集会

それぞれ力強い弁論がなされました。それもあってか、当初予定されていた口頭弁論期日は1時間だったのですが、時間を過ぎても裁判所から短くしてくださいという訴訟指揮はなされず、結局2時間ほどの弁論期日となりました。

なお、判決日は追って指定ということになりました。簡単な事件では判決は結審してからだいたい1ヶ月くらいで出されるのですが、原告数が多数いる事件や複雑な事件につきましては、今回と同じように追って指定となることが多いのです。普天間弁護団の方によると、おそらく9月くらいの判決ではないかということでした。我々の判決が出る前に厚木の判決と同様、基地訴訟において後押しとなるような判決が出ることを期待してやみません。

弁護士 河津 良亮

飛行差止め「司法の勇気をみせてほしい」と訴える

3月24日、那覇地裁沖縄支部 普天間爆音訴訟結審

米軍普天間飛行場のある宜野湾市や近隣の住民3417人が米軍機の飛行差し止めと、1人当たり月3万4500円の損害賠償を国に求めた「第2次普天間爆音訴訟」が、3月24日、那覇地裁沖縄支部で結審しました。判決は年内には出されるとみられます。

この結審に第2次新横田原告団から中島副団長と私が参加し、普天間原告の皆さんの熱い思いに触れ、そして支援に駆けつけた全国7つの爆音訴訟団の連帯と団結を深める意義ある機会となりました。

小雨が降る沖縄支部前には約80人が駆けつけ、事前集会では「静かな日々を返せ」「爆音を止めるまで闘い続けよう」と拳を上げました。12人枠の傍聴には落選しましたが、全国原告団枠で入廷することができたことは幸いでした。緊張する中で始まった弁論では、団長の島田善次さんは「司法はなぜ差し止めができないのか。司法の勇気をみせてほしい。納得のいく判決が出るまで闘う」と訴えると傍聴席からも拍手が起きました。全国の爆音訴訟弁護団も証人陳述を行い、横田弁護団の河津弁護士も実態を報告し、騒音被害をなくす抜本的解決には、飛行差し止め以外にはないと訴えました。

訴訟の特徴は、新垣弁護団長が述べた「爆音により平穏に暮らす権利である人格権が侵害された原告の救済に直結する請求である」と普天間飛行場提供協定の違憲確認を求めたことです。弁論は原告代理人が最終準備書面に沿って被害実態を訴え2時間に及び、中でも驚いたことは、普天間飛行場の公共性についての国の主張が、「在日米軍においてもっとも大切な施設」としたのに辺野古代執行訴訟では「航空機事故や騒音被害など重大な危険は現実化し継続している」と矛盾した主張をしていると指摘したことでした。住民の思いを代弁する弁護団の言葉を、藤倉裁判長は体を向けながらしっかりと聞いている姿が印象的でした。



那覇地裁沖縄支部前での事前集会

結審日に合わせて、7爆音訴訟の弁護団が連携を深める「全国基地爆音訴訟弁護団連絡会」結成総会が北谷町で行われ、出席する関島弁護団長も結審に立ち会いました。

裁判終了後、米軍基地の存在がいかに沖縄県民に影響を与えているか目の当たりにする機会を得ました。嘉手納基地では、対潜哨戒機P3群が駐機中に発する低騒音が、住宅街と100m程度の場所から発している実態や、F15戦闘機が7機連続離発着などをこの目で確認できました。その後、嘉手納爆音訴訟団事務所で事務局長会議が行われました。

今回の沖縄訪問でも、辺野古新基地建設反対支援が取り組まれました。大浦湾を臨むテント村は設置して7000日を迎えた。すぐそばにあるキャンプ・シュワブの海では、米軍兵士団の水上ボートでの訓練を行っていました。キャンプ・シュワブ新ゲート前には、600日にわたる座り込みを日替わりでオール沖縄の方々が担っており、行き交う軍事車両と米軍兵士に対しプラカードを掲げ、体を張って基地撤去を訴え抗議する沖縄の人たちの熱い姿に、勝利を確信することができました。

奥村 博

普天間訴訟の勝利と 辺野古新基地建設中止に！ 全国の原告団が連帯 3月24日



写真上・右＝ キャンプシュワブ新ゲート前で訓練に出ようとする米軍車両に抗議する沖縄県民
写真下＝浜のテント村でカンパを手渡す
写真右下＝シュワブゲート前での座り込み行動への連帯支援あいさつを全員が行う



まだ終わらない水俣病

第45回公害弁護団連絡会議 (公害弁連) シンポジウム 熊本で開催

3月26日、第45回全国公害弁護団連絡会議（公害弁連）シンポジウムが熊本市において、開催されました。
当弁護団からは、弁護団長・関島弁護士（公害弁連代表委員）、弁護団副団長・中杉弁護士（公害弁連幹事長）及び私、東が参加しました。
シンポジウムでは、「公式発見から60年目を迎えた水俣病問題の解決を目指して」と題して、記念講演及びパネルディスカッションが行われました。そこでは、水俣病の公式発見から60年を経てもなお、補償を受けられていない水俣

病被害者が多数残されており、水俣病問題が解決していない現状、水俣病問題を解決できない原因、水俣病問題解決のための方策等について討議されました。

また、翌27日には、水俣病の被害地域周辺における現地調査が行われました。
現地調査では、加害企業であるチッソの工場から有機水銀の排出口、漁港、水俣病資料館等をまわりました。

弁護士 東 圭介

全国基地爆音訴訟弁護団連絡会 結成される

全国の基地訴訟弁護団が
さらなる連携を

3月24日、沖縄 北谷町にて

全国基地爆音訴訟弁護団連絡会結成総会についてこれまで各基地の騒音ないし爆音差止訴訟においては、国の主張・立証に打ち勝つために各地の弁護団が同一のテーマについて勉強会を開いたり、議論をしてきましたが、この度、正式に全国基地爆音訴訟弁護団連絡会を結成することになり、普天間基地爆音訴訟の結審の後、北谷商工会議所において結成総会が開かれました。

結成総会に先立ち、共同記者会見も開かれ、各地の弁護団を代表する弁護士からそれぞれ挨拶がありました。普天間基地爆音訴訟の結審に関する記者会見が同地で開かれ、引き続き行われたこともあって、マスコミも関心を持っていただいたようでした。

実は、原告団については全国基地爆音訴訟原告団連絡会がすでに結成されていたのですが、弁護団についてはなかなか正式に結成されておりました。遅ればせながらこの度、ようやく正式に結成できたため、今後はより一層各地の弁護団と連携し、静かな空を取り戻すために活動していきたいと思っておりますので、原告団の皆様もよろしくお願い致します。

なお、全国基地爆音訴訟弁護団の代表は、参加弁護団の団長ないし事務局長のうち1名が共同代表という形となっており、参加弁護団と共同代表者は以下のとおりとなっております（敬略称）。

第5次・第6次小松基地爆音訴訟弁護団

事務局長 川本 藏石

第4次厚木基地爆音訴訟弁護団

弁護団長 中野 新

第2次新横田基地公害訴訟弁護団

弁護団長 関島 保雄

第9次横田基地公害訴訟弁護団

弁護団長 佐竹 俊之

第3次嘉手納基地爆音差止訴訟弁護団

弁護団長 池宮城 紀夫

第2次普天間基地爆音訴訟弁護団

弁護団長 新垣 勉

岩国爆音訴訟弁護団

弁護団長 横山 詩土

【報告 弁護士 河津 良亮】

公害総行動実行委員会主催の 『第5回フクシマ現地調査』に参加！

3月19日(土)～21日(月)の日程で、『福島県浜通り』と言われる同県の太平洋側に沿って広がる地域の、原発被災地を巡るツアーに参加してきました。

実は私は、2011年12月まで浜通北部にある相馬市という街に住んでおりました。勤務していた会社の事情で単身赴任をしていたのです。そのために東日本大震災も相馬市で体験しました。相馬市は原発事故による全村避難指示が出た飯



会場となった福島大学

館村のとなりで、自主避難区域になります。そのため私は二回に分けて計十二万円の“賠償金”を東京電力から受け取っています。(自身の名誉のために付け加えれば)このお金は事故後結成された、原発被害の損害賠償と廃炉を求める『生業訴訟原告団』にカンパしました。

その縁もあって、私は定年退職後東京へ戻ってからも、幾度となく相馬を訪れています。今回は19日～20日の二日間、福島大学で行われた『原発と人権』と題したシンポジウムに参加しました。この大学は相馬市に住んでいた頃、『松川事件60周年シンポジウム』の会場となったところで、友人に誘われ参加した際来たところです。松川事件の現場は大学からも近く、機会があればまた立ち寄りたいと思っています。

実行委員会は池袋からバスで福島まで行きましたが、私はマイカーで現地入りしたために、遠方(九州など)からの参加者をJR福島駅から大学まで運ぶ仕事もしました。21日は相馬市の『野馬土』からバス組とは別行動で、マイカーに定員(8名)いっぱいの人を詰め込み、役場の立入許可が無ければ入れない浪江町に入り、その西側にある津島地区を地元の皆さんの案内で回りました。ここはTV放映された『鉄腕ダッシュ村』があったところです。その後はさらに南下して檜葉町の宝鏡寺本堂で、民医連の看護師さんや、原発労働者の権利を守って活動するいわき市の共産党市議さんのお話を伺いました。夕刻、遠方からの参加者をJRいわき駅に送りました。東京へ戻り羽田から帰宅する人たちです。いわき駅は上野から常磐線の特急で2時間余りです。単身赴任をしていたときはこの特急をよく利用しました。元は上野～仙台を4時間余りで結んでいましたが、未だ全線復旧はできていません。因みに並行する国道6号線と常磐自動車道は全線通行可能ですが、壊れた原発から20km圏内は【駐停車禁止・窓の開放やエアコンの使用も禁止・オートバイや自転車による通行も禁止】となっています。

走行距離900km・2泊3日の強行軍でしたが、得るものは大きかったように思います。「百聞は一見にしかず」と言われますが、「現地を見てみたい」と思われる方がいたらご一報下さい。日程が合えば案内をいたします。

事務局長 清水 幸一



福島大学のモニタリングポスト
0.136 μ Sv/h



浪江町津島＝帰宅困難区域に初めて入った。帰宅困難区域に入るには厳重なチェック。事前の車と人の登録が必要。身分証明書の提示も必要。



浪江高校津島分校。校舎と校庭の間 4.943 μ Sv/h

3月7日 米韓軍事演習参加の 米本土MV-22オスプレイ横田に飛来 ～米韓軍事演習に横田基地が使われている～

3月7日、今年初めて横田基地にMV-22オスプレイ2機が瑞穂町側から飛来, 着陸しました。このときも住宅地上空で危険なヘリモードでした。

7日 13時24分と13時32分に岩国基地を離陸した2機が15時27分と15時45分に横田基地に着陸したと見られています。しかもこのオスプレイは機体番号がYX06とYX12で、沖縄の普天間基地に配備されているものではありません。カリフォルニア州ミラマー基地の海兵テイルローター中輸送飛行隊所属のオスプレイで、強襲揚陸艦ボクサーの搭載機です。

米国本土のオスプレイが横田に飛来したのは初めての事です。

翌8日は、オスプレイ1機(YX12)が11時49分に離陸し岩国基地に向かい、新たにオスプレイ1機(YX05)が15時37分、横田に着陸。この機体は3月7日から始まった大規模な米韓合同軍事演習で韓国近海に展開しているボクサーから飛来したと思われます。

今後も横田にたびたび飛来する事が予想されます。全国基地爆音訴訟原告団と連帯してMV22オスプレイ飛来とCV22オスプレイの配備をさせない闘いを進めていきましょう。

オスプレイ反対の署名は引き続き集めています。2月12日に18,000筆を政府に出しましたが、さらに積み上げて再度政府交渉を行います。



なくせ公害・守ろう地球環境

三多摩メーデー会場で署名集め

5月1日(日)井の頭公園西園

※ 署名活動に協力して頂ける方、詳細な時間は原告団事務所にお問合せください。

前号ニュースで原告のみなさんにご協力をお願いした国民署名は、現在約260筆寄せていただきました。

目標の1000筆目指して引き続き取り組んでいます。前回同封した署名用紙と返信用封筒を利用して、原告団事務所へ郵送くださるか近くの世話人に預けてください。

原告団活動日誌

- 2/18 弁護団会議に出席
- 2/18 原告団ニュース第24号発行、発送作業
- 2/22 オスプレイ配備反対署名行動
- 2/24 第12回口頭弁論, 第12回進行協議
- 2/25 八王子・日野支部事務局会議
- 2/27 八王子・日野支部世話人会
- 3/3 原告団ニュース編集会議
- 3/7 八王子・日野支部爆音カフェ
- 3/7 地上音測定場所の下見
- 3/7 全国公害被害者総行動への団体オルグ
- 3/11 福島原発被害首都圏交流のつどいに出席
- 3/14 定例事務局会議
- 3/14 オスプレイ横田配備反対連絡会会議に出席
- 3/15 全国公害被害者総行動への団体オルグ
- 3/17 公害被害者総行動政府交渉要求項目検討会議
- 3/18 弁護団会議に出席
- 3/18 原告団会議
- 3/19～ 「原発と人権」全国研究交流集会、フクシマ現地調査に参加
- 3/21
- 3/22 オスプレイ配備反対署名行動
- 3/22 地上音測定器設置
- 3/24 普天間爆音訴訟結審支援傍聴、全国基地爆音訴訟原告団連絡会議事務局長会議に出席
- 3/24 八王子・日野支部事務局会議
- 3/25 沖縄辺野古支援
- 3/26 八王子・日野支部世話人会
- 3/26 原発のない未来へ全国集会に参加
- 3/28 全国公害被害者総行動への団体オルグ